

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日 (1月1日)
減価償却の方法	<p><b>H19年3月31日以前取得</b> 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)</p> <p><b>H19年4月1日～H28年3月31日取得</b> 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)</p> <p><b>H28年4月1日以後取得</b> 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法)</p>	<p>定率法(固定資産税定率法) 固定資産評価基準に定める減価率による。</p> <p>※『減価残存率表』をご参照ください。</p>
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の 100分の5
中小企業者等の 少額資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	金額にかかわらず 認められません